

(仮称) 3市共同資源物処理施設の整備と今後の廃棄物処理について



「東やまとまちづくりニュース」は、市民と行政の協働の都市づくりを目指す「東大和市都市マスタープラン」の実現に向けて、市民の皆さんに都市づくりの情報をお知らせしています。

東大和市 都市建設部 都市計画課
042-563-2111 内線1255
http://www.city.higashiyamato.lg.jp

**(仮称) 3市共同資源物処理施設の整備と今後の廃棄物処理について
～ 街づくり条例に基づく懇談会を開催します ～**

平成28年11月、小平・村山・大和衛生組合(※1)は、東大和市桜が丘の市有地に、(仮称)3市共同資源物処理施設(※2)を建設するために必要となる都市計画を決定するよう東大和市に依頼しました。

現在、市では、この依頼に基づいて、当該施設の都市計画決定に向けた手続きを進めています。平成29年3月には、街づくり条例に基づく懇談会を実施し、市民の皆様から、様々なご意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、再度街づくり条例に基づく懇談会を開催します。

※1 ごみ処理を共同で行うことを目的として、小平市、武蔵村山市、東大和市の3市が設置した一部事務組合です。

※2 小平市、武蔵村山市及び東大和市の各家庭から排出される、ペットボトルと容器包装プラスチックを選別・圧縮・梱包する施設です。

【建設予定地】



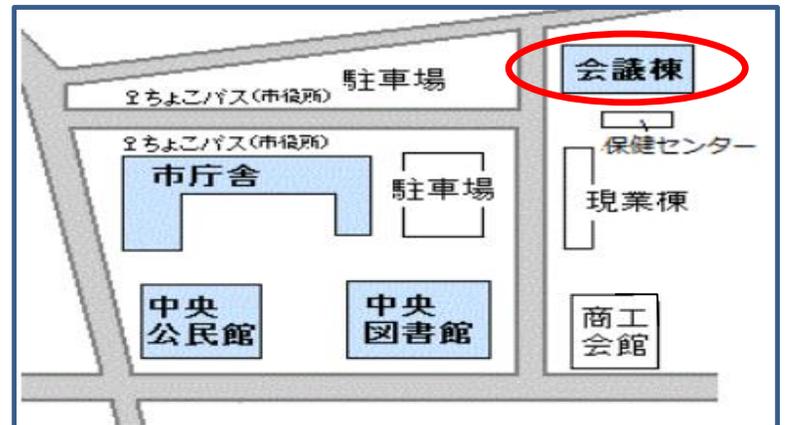
【懇談会の日程】

開催日	開催時間	会場
6月16日 (金)	①19:00～20:30	市役所会議棟 第6会議室
6月17日 (土)	②10:00～11:30	
	③14:00～15:30	

※内容は各回とも同一です。

※各回とも座席数に限りがありますので、あらかじめご承知おきください。

(会場案内図) 市役所 会議棟



【1】3市共同資源物処理事業基本構想の策定とその意義

平成26年9月、小平市、武蔵村山市、東大和市及び衛生組合は、今後の目指すべき廃棄物処理事業の構築に向けて、焼却施設の更新を視野に入れながら、資源化施設の整備と粗大ごみ処理施設の更新などの基本事項に合意し、これを3市共同資源物処理事業基本構想として策定しました。

この基本構想では、①(仮称)3市共同資源物処理施設の整備、②(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の更新、③焼却施設の更新検討事務への着手を位置づけており、一体的、総合的に検討し、計画的に行うとしています。これは、衛生組合の敷地に限りがあることから、廃棄物処理システムの基幹施設である焼却施設の更新は、資源物処理施設の整備及び粗大ごみ処理施設の更新と一体でなければできないためです。

このように、(仮称)3市共同資源物処理施設の整備は、焼却施設の更新を含めた、施設整備全体の前提となるものです。

(仮称)3市共同資源物処理施設の建設が進まないと



老朽化が著しい「粗大ごみ処理施設の更新」と、平成33年度までの耐用年数となっている「焼却施設の更新」ができなくなるため、3市共同による廃棄物処理の枠組みと、今後の東大和市の廃棄物処理に、多大な影響が生じます。

【2】廃棄物の共同処理を継続するために

衛生組合の組織市は、廃棄物処理の責務（役割）を果たすことが求められます。

	現在の状況	今後の役割
小平市	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設 ・粗大ごみ処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の更新 ・（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の更新（用地提供）
東大和市	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）3市共同資源物処理施設の整備（用地提供）
武蔵村山市	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市の資源物受入（民間施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した廃棄物処理の継続と3市共同の枠組みを尊重

万一、3市共同による廃棄物処理の枠組みが崩れてしまうと・・・

東大和市は、全ての廃棄物を市内で単独処理しなければなりません。

- （1）施設ができるまでの間、市外の自治体へ廃棄物の受入れをお願いします（受入先を見つけるには、相当な期間を要します）。
- （2）市内に、①焼却施設 ②不燃ごみ処理施設 ③資源物処理施設の3施設を建設することになります。（これらの施設は、工業地域に建設することが原則です。）

（仮称）3市共同資源物処理施設の整備と比較して
 ①膨大な財政負担を伴います。
 ②環境負荷が増加します。

万一、（仮称）3市共同資源物処理施設の建設ができなかった場合、3市共同資源化事業基本構想の根本的な見直しが必要となり、現在の場所での焼却施設の更新はできなくなります。

廃棄物処理事業を、引き続き3市の枠組みで実施していくために、東大和市は、平成26年に策定した3市共同資源化事業基本構想に基づく役割を果たすことが求められています。

（参考1）建設費の持分

- ・（仮称）3市共同資源物処理施設の建設費（委託費含む） 約26億円（内、約4億3千万円）
 - ・東大和市単独で可燃ごみを処理するとなった場合の焼却施設の建設費 約48億円
- ※下線部の金額は試算値です。また、（ ）内の金額は、東大和市の負担額の試算値です。
 ※この他の資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設の建設費は未算定

（参考2）街づくり条例に基づく懇談会（平成29年3月開催）で寄せられた主な意見と回答

- ・本当に必要な施設なのか。29年度予算をみると、委託するほうが市にとって約3900万円もメリットがある。
 →（回答）民間委託については、継続処理が安定的に約束されていません。
- ・選定当時と周辺状況が大幅に変わっている中、なぜそこに必要なのか、明確な理由が示されていない。
 →（回答）施設については周辺環境と調和を図ります。また、処理品目を2品目とし、東大和市として3市の枠組みの中で、今のリサイクル施設の用地を活用していくことが、一番協力ができる現実的なものと考えます。
- ・化学物質全てをカバーしている訳ではなく、未知の物質もある。
 →（回答）一般家庭から排出されるペットボトルや容器包装プラスチックのみを処理する施設であり、また、生活環境影響調査を実施し、問題ないと評価しています。
- ・建設費が13億から25億に膨れ上がり、ランニングコストも含めて、ここまで費用をかける必要があるのか。
 →（回答）住宅地が近接し、健康被害への懸念の声が出ているので、環境対策を十分に行なわなければいけないと考えます。
- ・平成25年1月8日の合意文書は周辺住民の理解を得ることを前提としているが、「理解が得られたとは言いがたい」と判断したにも関わらず、そのまま進めるのはおかしい。
 →（回答）焼却炉の更新に必要な不可欠な事業であるとの確認から、平成25年11月29日に3市共同資源化事業に関する確認書を締結し、事業を進めています。
- ・東大和市の都合で建設しなければ当市のごみはどこに持っていくのか。ごみ処理は3市の信頼関係で成り立っている。

※紙面の都合上、ご意見については抜粋して掲載しています。全文は東大和市ホームページへ掲載しています。

■問合せ先

- ・（仮称）3市共同資源物処理施設に関すること
 小平・村山・大和衛生組合 計画課
 電話 042-341-4345

- ・都市計画に関すること
 東大和市 都市建設部 都市計画課 都市計画係
 電話 042-563-2111（内線1255）